

人権の普遍的発展を阻害する「人権の普遍性」論議

窪 誠[†]

キーワード：国連ウィーン世界人権会議，人権の普遍性，普遍主義，相対主義，アジア的価値観

<目次>

はじめに

第1章「人権の普遍性」論議の分類

主観的普遍性

将来プログラム普遍性

規範内容普遍性

規範適用範囲普遍性

規範適用除外普遍性

連邦条項を理由にした適用除外を禁じる「人権の普遍性」

発展の遅れを口実とした適用除外を禁じる「人権の普遍性」

地域特性，宗教的・文化的・伝統的価値観を理由とする適用除外を禁じる「人権の普遍性」

内政不干渉の抗弁を禁じる「人権の普遍性」

第2章「人権の普遍性」論議の機能

第3章「人権の普遍性」論議の背景

人権の政治化に対する懸念

アメリカの外交政策変更

おわりに

[†]大阪産業大学 経済学部 国際経済学科 教授

草稿提出日 2月9日

最終原稿提出日 3月13日

はじめに

生命の安全、および、自由で平等で人間らしいくらしが、いつでもどこでもだれにでも確保されることは、多くの人の願いである。そのため、1993年6月25日、国連ウィーン世界人権会議が「人権の普遍性」を宣言したことは、世界中の多くの人々によって喜びをもって迎えられた。たとえば、イギリス国営放送 BBC ワールドサービスは、現在も、この会議の説明のためにインターネットのページを割りあてているほどである。¹⁾とはいえ、「人権の普遍性」も、普及のためのキャンペーンスローガンとして唱えられているうちは問題ないが、国際人権法の原則として語られるとなると、問題はあまりに大きい。実際、1993年国連ウィーン世界人権会議は、「世界人権宣言の採択以来の人権分野における進歩を検討および評価し、この分野におけるさらなる進歩およびその克服方法を確認するために」²⁾開催されたにもかかわらず、「人権の普遍性」を国際人権法の原則として、しかも、後に見るように、「普遍主義対相対主義」という対立図式の中で提示してしまったために、当然のことながら、大きな対立をもたらしてしまった。相対主義の例として、しばしば批判されるのが、「アジア的価値観」である。この論争の発端は、ウィーン世界人権会議に先立って、タイのバンコクで開催されたアジア地域準備会合にあるという。

「イランやシリア、中国、インド、インドネシアなど強硬派 [...] は、[...] 普遍的な人権保障に真っ向から対立するバンコク宣言を鮮やかに成立させたのであった。その要旨は次の通り。第一、人権は相対的なものである。第二、人権は国内問題であり、NGOを含め外部からの介入を許すものではない。第三、アジアでは社会権の実現が肝要であり、集団(国家)の権利たる発展の権利が国際社会によって確保されなくてはならない。第四、先進国の人権政策は一貫性を欠いており、援助供与の条件に人権を用いることは不当である。」³⁾

アメリカのニューヨークタイムズ紙は、本会議開始二日目の1993年6月15日、「人権は文化に応じて変わるものであるという考え方を、アメリカは拒否する」と題して、以下のように報じている。

1) BBC World Service, World Conference and the Vienna Declaration, http://www.bbc.co.uk/worldservice/people/features/ihavearightto/four_b/treaties_vienna.shtml 2013年2月8日アクセス。

2) UN Doc., GA Res/45/155, World Conference on Human Rights, 1990, para.1 (a).

3) 阿部浩己『人権の国際化』現代人文社、1998年、88頁。以下参照、堤功一『グローバル化時代のアジアの人権』立命館法学 2000年3・4号上巻(271・272号)520頁。

「本日、第三世界の諸権威主義政府からの挑戦に応じて、アメリカは、普遍的人権の概念を弱めるために宗教的、文化的伝統を用いんとするいかなる試みにも反対するとの警告を発した。」⁴⁾

また、先に挙げた BBC ワールドサービスのホームページにおける「ウィーン会議」の解説も、「普遍主義対相対主義」の対立と前者の勝利を説明することから始まっている。

「1993年、ウィーンにおける世界人権会議は人権の普遍性を確認し、人権は普遍的ではなく、歴史的、社会的、政治的な背景があり、それに従うものであると主張する人々を論駁 refuting した。」⁵⁾

学会においても「人権の普遍性」は、ウィーン世界人権会議をきっかけに活発に議論されるようになった。アメリカの法律データベースであるレクシス Lexis で、「国際法雑誌論文, 統合 International Law Review Articles, Combined」を、「人権の普遍性 universality of human rights」というキーワードで検索すると、データの収録が開始された1969年からウィーン会議前年の1992年までの24年間すなわちほぼ四半世紀の間はわずか8件しか検索されないのに対し、ウィーン会議が開催された1993年から2012年までの20年

4) Sciolino, Elaine (1993-06-15). "U.S. Rejects Notion That Human Rights Vary With Culture", The New York Times, p. A1. (<http://www.nytimes.com/1993/06/15/world/us-rejects-notion-that-human-rights-vary-with-culture.html> 2013年2月1日アクセス)

5) BBC World Service, World Conference and the Vienna Declaration, http://www.bbc.co.uk/worldservice/people/features/ihavearightto/four_b/treaties_vienna.shtml (2013年1月23日アクセス)

間で569件もの学術論文がはじきだされてくる。⁶⁾なるほど、データを収録し始めた初期の収録論文数は、その後のよりも少なかったかもしれない。しかし、それを差し引いたとしても、8件と569件の差はあまりに大きい。⁷⁾しかも、1993年から10年間は273件なのに対して、その次の10年間は296件と、最近10年の方が増えているのである。

一方で、このように「人権の普遍性」論議は大きく膨らんでゆくのだが、他方で、「人権の普遍性」を国際人権法の原則として提唱した張本人である国連は、まもなく「人権の普遍性」に言及しなくなる。なるほど、1997年12月10日には、国連事務総長が、テヘラン大学での講演で以下のように語っている。

「人権は人間の存在と共存の礎である…。人権は普遍的、不可分かつ相互依存的である…。人権は私達を人間たらしめているものであり、人間の尊厳にとっての聖なる住処を作り上げるための原則である…。人権に力を与えているのは、その普遍性である。人権はこれに

6) 「人権の普遍性 universality of human rights」の年別検索件数(1982年～2012年)

| 掲載年 | 検索件数 | 掲載年 | 検索件数 |
|------|------|------|------|
| 1982 | 1 | 1998 | 36 |
| 1983 | 1 | 1999 | 46 |
| 1984 | 0 | 2000 | 37 |
| 1985 | 2 | 2001 | 36 |
| 1986 | 0 | 2002 | 31 |
| 1987 | 0 | 2003 | 24 |
| 1988 | 0 | 2004 | 25 |
| 1989 | 1 | 2005 | 38 |
| 1990 | 0 | 2006 | 29 |
| 1991 | 2 | 2007 | 33 |
| 1992 | 1 | 2008 | 35 |
| 1993 | 9 | 2009 | 30 |
| 1994 | 9 | 2010 | 32 |
| 1995 | 16 | 2011 | 28 |
| 1996 | 29 | 2012 | 22 |
| 1997 | 24 | | |

Nexis より筆者作成。2013年1月23日現在。

7) 2004年には、西欧の人権思想の普遍性を中心とする歴史書も出版され、2008年には邦訳も出版された。Micheline R. Ishay, *The History of Human Rights: From Ancient Times to the Globalization Era*, University of California Press, 2004. ミシェリン・R・イシェイ『人権の歴史：古代からグローバリゼーションの時代まで』明石書店 2008年。

より、どんな国境も渡り、どんな壁も乗り越え、また、どんな力にも対抗することができるのである。」⁸⁾

1999年4月7日にも、国連事務総長は、ジュネーブの国連人権委員会において、コンボなどの地域紛争下での人権侵害について、「人権の普遍性」を以下のように強調している。

「こうした虐待行為を目前にして、私達が抗議の声を上げなければ、そして人権の擁護のために行動を起こし、その永続的な普遍性を主張しなければ、私達はどのようにやって世界の同胞の期待に応えられるでしょうか。権利が相対的なものであるとか、一国の国内で起きる事件はすべて内政問題であるといった意見は通用するのでしょうか。私が知る限りでは、今日この立場を擁護できる人はいません。」⁹⁾

しかし、「ウィーン宣言及び行動計画の五年後の再検討」と題する国連のインターネットページには、「人権の普遍性」への言及はない。¹⁰⁾ また、国連事務総長は、2005年3月、国連の全ての活動で人権の視点を強化する「人権の主流化」を提唱したにもかかわらず、それを解説する国連のインターネットページに、「人権の普遍性」の文言はない。¹¹⁾ さらに、国連事務総長が諮問して2006年に発表された国連機構改革提案は、「人権」をテーマとして取り上げてはいるが、これも「人権の普遍性」に言及していない。¹²⁾ それどころか、この提案は、「2005年世界サミットにおいて、メンバー国は、新たな人権理事会を通じて人権に取り組む約束を再確認し、国連の活動における人権のさらなる主流化に対して、かつ

8) UN Doc., SG/SM/6419, 国際連合広報センター『アナン語録』1999年, 31-32頁 (<http://unic.or.jp/files/pdfs/an-an-ana.pdf>, 2013年2月8日アクセス)

9) 国際連合広報センター「アナン事務総長、国連人権委員会で演説」(<http://unic.or.jp/recent/geneva.htm>, 2013年2月1日アクセス)

10) The Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, Five-year review of the implementation of the Vienna Declaration and Programme of Action (<http://www.ohchr.org/EN/AboutUs/Pages/ViennaWC5.aspx>). 2013年2月1日アクセス。国連ウィーン世界人権会議の五年後に行われた再検討会議に、「人権の普遍性」の語は見られるが、ほぼ宣言の反復に過ぎない。UN Doc., E/CN.4/1998/104, Followup to The World Conference on Human Rights, Five-Year Review of The Implementation of The Vienna Declaration and Programme of Action, Interim report of the United Nations High Commissioner for Human Rights, 1998.

11) Human Rights-New York, (<http://www.ohchr.org/EN/NewYork/Pages/MainstreamingHR.aspx>, 2013年1月30日アクセス)

12) UN Doc., Delivering as One, Report of the Secretary-General's High-Level Panel, 2006 (<http://www.un.org/events/panel/resources/pdfs/HLP-SWC-FinalReport.pdf>, 2013年2月8日アクセス)

てない政治的支持を与えた」と、人権の政治化を「人権の主流化」として歓迎してしまう。¹³⁾そして、昨年発表された「国連の活動に関する事務総長報告書2012年8月8日」も「人権の普遍性」に言及していないのである。¹⁴⁾

こうして、メディアや学会での「人権の普遍性」論議は高まり、国連による「人権の普遍性」への言及が消えてゆくという奇妙な現象が見られる一方、現実世界では、人権の名において数多くの軍事介入が行われてゆく。それについて、上記 BBC ワールドサービスインターネットページは、以下のように説明する。

「1990年代には、かつてない数の介入が、人権保護と称しておこなわれた。軍事介入は程度之差はあれ、人権を理由に正当化されたものとして、1990-1991年イラク、1991-1993年ソマリア、1999年東チモールとシエラレオネ、1990年代を通して旧ユーゴスラビアがあげられる。」¹⁵⁾

筆者は、2008年の小論「国際人権の光と闇—普遍性論議を超えて」において「人権の普遍性」を以下のように締め括った。

「かつて、ヨーロッパにおける教育が主に宗教者によって独占されていた時代、神の普遍性に関する議論は重要な位置を占めていた。しかし、教育が世俗化されてから、そのような普遍性論議は跡形もなく消え去ってしまった。国際社会が民主化されて、普遍性論議が跡形もなく消え去るのは、いつのことだろうか。」¹⁶⁾

現実には、普遍性論議が跡形もなく消え去るところか、相変わらず活発であり続けている。しかも、提唱者の国連はすでに重要な場面で「人権の普遍性」を語ることなく、人権の名による武力介入が頻発しているのにである。そこで、小論冒頭の言葉をもう一度繰り返さざるを得ない。

13) Ibid., p.26, para.50.

14) UN Doc., A/67/1, Report of the Secretary-General on the work of the Organization, 2012.

15) BBC World Service, Article 28: Right to social and international order permitting these freedoms to be realized, http://www.bbc.co.uk/worldservice/people/features/ihavearightto/four_b/casestudy_art28.shtml (2013年1月23日アクセス)

16) 拙稿「国際人権の光と闇—普遍性論議を超えて」部落解放, 2008年, 605号, 33頁。

「問題は正しく設定された時すでにその答が与えられていると言われる。言い換えるならば、問題が誤って設定されるなら、誤った答しか導かれないということになる。さらに言い換えるなら、誤った問題設定をすることによって、人々を誤った答に導くことができるということである。」¹⁷⁾

そこでは、「人権の普遍性」を問題にすることが、常識に照らして誤っていることを論じて、以下のように述べたのである。

「人権とは概念である。ところで、概念とは何か。言うまでもなく、言葉である。そこで、考えてみればすぐわかるように、言葉に普遍性などありえない。日本語使用者がいくら『普遍性』と叫んでも、日本語使用者以外の者にとっては、無意味な音の羅列に過ぎない。逆に、大部分の日本人は、ウィーン宣言を6つの国連公用語のいずれの言語で聞いても、やはり無意味な音の羅列に過ぎず、人権の普遍性どころか、何を言っているのかさっぱりわからないであろう。わけのわからない理解不能なものについて普遍性を語ることは不可能であると考えるのが常識であろう。

言葉の普遍性なるものは存在しない、よって、人権の普遍性も存在しない。こうした常識が、なぜ、高い知性と良識を兼ね備えているはずの人々には理解されないのだろうか。なぜ、概念の普遍性などといった常識に反する考えが認められ、それが、まかり通ってしまうのであろうか。結局、普遍性論議を成立させるための条件は、普遍とは正反対のかなり特殊なものであることがわかる。」¹⁸⁾

この特殊な条件とは、国際社会の二重支配構造である。

「国際社会において、判断を行う西欧諸大国とその判断が適用される他諸国への分離状況がある一方で、各国家もその内部において支配層である判断者と被支配者である被判断者に分離しているのである。」¹⁹⁾

こうした二重支配構造ゆえに、その支配構造の最底辺にいる人権侵害被害者こそが、人

17) Ibid.

18) Ibid.

19) Ibid.

権の普遍的保護をねがっているにも関わらず、その願いはまず国家の支配者によって国家の利益に変換され、ついに国際社会の支配者の利益に変換されてしまう。

小論では、「人権の普遍性」論議の誤りを常識に照らして論理的に考察したに過ぎなかった。常識が容易に回復されることを期待していたからである。ところが、メディアや学会での「人権の普遍性」論議は、いまだに根強く続いている。それゆえ、再び、この問題に取り組まざるを得ない。この問題の重要性は、「人権の普遍性」自体が「論理の罨」だからである。真の争点、本当に考えなくてはならないことがあるにもかかわらず、「人権の普遍性」論議がそれを隠してしまうからである。あたかも、ガリレオが地球が動いていることを語っているのに、それが、神に対する冒瀆か否かで裁かれるようなものだからである。実際、常日頃は人権侵害被害者に心をはせ、国家による人権侵害を厳しく批判している人権研究者や運動にかかわっている人々ですら、その罨にひっかかかって、相対主義を批判したり、逆に、相対主義を普遍性に取り込むことを模索したりしてしまう。²⁰⁾ところが、上記BBCの説明が示しているように、「人権の普遍性」が勝利して、相対主義が「論駁」されたからといって何の問題解決に役立ったのだろうか。「人権の普遍性」論議が活発化して何の問題解決に役立ったのだろうか。人権の名による介入が増えたことはBBC自体が説明しているではないか。それでは、いったい、ウィーン世界人権会議という大きな国際会議において、「人権の普遍性」はどのように「論理の罨」として機能したのだろうか。それを考察するのが本稿の第一の目的である。とはいえ、その作業方法は特別なものではない。すぐ後に述べるように、事実から出発し「法の支配」の観点から考察するというあまりに基本的な方法にすぎない。すると直ちに次のような素朴な疑問が起こってくる。なぜ国連自身はそうした基本的な方法をとらなかったのかと。よって、「人権の普遍性」がウィーン世界人権会議で議論されるに至った背景も検討せねばならないだろう。それが、本稿の第二の目的である。

まず、国連において、「人権の普遍性」の名の下で、どのような議論が展開されてきたのかを振り返ろう。それこそが、国連事務総長を頂点とする国連事務局の本来の仕事であっ

20) たとえば、以下参照。Jack Donnelly, Human Rights: Both Universal and Relative (A Reply to Michael Goodhart), Human Rights Quarterly, Vol.30, No.1, 2008, p.194; Jack Donnelly, The Relative Universality of Human Rights, Human Rights Quarterly, Vol.29, No.2, 2007, p.281; Eva Brems, Human Rights: Universality and Diversity, Martinus Nijhoff Publishers, 2001; Amartya Sen, Human rights and Asian values: what Kee Kuan Yew and Le Peng don't understand about Asia, The New Republic July 14, Vol.217, No.2-3, 1997, p.33.

たはずである。ところが、国連事務総長は、そうした事務局本来の任務を顧みず、ウィーン世界人権会議本会議の開会式において、自分の意見で会議をリードしてしまう。実際、彼は、ウィーンでの本会議開会演説の半分近くを「人権の普遍性」に充てているのである。

「まず、普遍性という命題を取り上げましょう。確かに、人権は歴史の産物です。それゆえ、人権は歴史に従っており、歴史と同時に展開し、様々な人々や国民に自らを認識する自己反省の機会を与えます。しかし、人権は歴史の推移に歩調を合わせるという事実が、その本質を構成する要素、つまり普遍性を変化させてはなりません。[中略]

普遍性という命題は、疑問の余地なく、われわれの討論全体を通じて顕著なものとなりましょう。そうならないわけがありません。普遍性は、人権において本質的に内在するものです。[中略]

しかしながら、こうした普遍性の概念は、万人に明確に理解され容認されなければなりません。人権に関するわれわれ共通の概念が基礎とすべき普遍性という命題が、もしわれわれの誤解の種になるならば、名辞矛盾でしょう。

したがって、できるかぎり明確な言葉で、普遍性は命令によるものでないし、ある国家グループが他のグループをイデオロギー的に支配することの表明でもないと言わなければなりません。」²¹⁾

国連事務総長は、自己の意見を振りかざすのではなく、事務としての基本的な職務を果たすべきであった。また、「人権の普遍性」を法原則として提示するのなら、「法の支配」という基本原則に従うべきであった。つまり、「人権の普遍性」にかかわると思われる事実を法的に評価して検討すべきだったのである。ところが、上に引用した国連事務総長のどの言葉も、法的な色彩が全くない。むしろ情緒的な訴えに過ぎない。「法の支配」の観点から検討すべしという考えは、筆者の個人的アイデアではない。それは、まさに「人権の普遍性」を主張する国連事務総長が根拠としている世界人権宣言そのものが命じていることなのである。世界人権宣言の前文第3段落は、以下のように宣言する。

「人間が専制及び抑圧に対して、最後の手段として反逆に訴えることを余儀なくされてはならないとすれば、人権を法の支配によって保護することが不可欠である」。

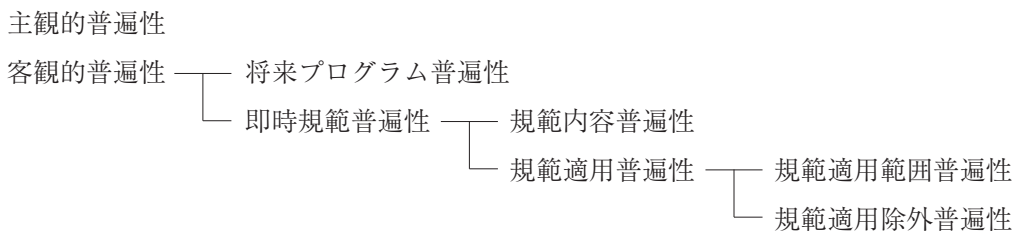
21) 国際連合広報センター「世界人権会議 ウィーン宣言および行動計画」(www.unic.or.jp/centre/txt/vienna.txt 2013年2月8日アクセス)なお、邦訳は自由人権協会による。

それでは、世界人権宣言からウィーン人権国際会議の本会議を含めて、「人権の普遍性」についての議論を法的観点から整理すると、「人権の普遍性」論議のどのような働きが見えてくるのだろうか。検討してみよう。

第1章 「人権の普遍性」論議の分類

「人権の普遍性」についての論議を法的観点から分類するとは、それぞれの主張を規範性の有無、規範内容、規範適用の観点から整理するということである。まず、個人的な意識や感覚といった主観的普遍性の主張と集団的な規範としての客観的普遍性の主張に分けることができよう。つぎに後者について、将来プログラム普遍性と即時規範普遍性に分けることができよう。後者はさらに、規範内容にかかわる論議と規範適用にかかわる論議といった範疇が導かれよう。後者はまたさらに、規範適用範囲普遍性と規範適用除外普遍性に分けることができよう。よって、「人権の普遍性」の論議をおおまかに整理すると下図のように分類できよう。とはいえ、現実には、上に見た国連事務総長の発言を見ても分かるように、「人権の普遍性」は、厳密な定義もなく、語り手がかなり自由に用いている。本稿は、あくまで、「人権の普遍性」を法原則として議論することが常識的に考えておかしいということを趣旨としているのであって、「人権の普遍性」概念自体の精緻化を目指すものではない。この分類はあくまで法的問題を明るみに出すことが目的である。そのことを念頭に置いたうえで、それぞれのカテゴリーの普遍性を順番に検討しよう。

<「人権の普遍性」の分類整理図>



主観的普遍性

主観的感情普遍性とは、文字通り、普遍性への希望という個人の心理をいう。ウィーン世界人権会議本会議に先立つ1993年2月26日国連差別防止及びマイノリティ保護小委員会

において、アメリカ代表は、以下のように語っている。²²⁾

「世界人権宣言の魅力は、あるスイスの哲学者による1981年の著作によって、見事に表現されています。つまり、あらゆる個人、あらゆる文化の中に権利への要望、期待、感覚が埋め込まれているというのです。基本的な要請はいたるところで目にすることができます。すなわち、人間が人間であるというただそれだけの理由で、当然与えられるべきものがあるのです。人権の普遍性の承認を拒否するための理由として文化の多様性を主張しても、惨めな口実にしかなりえません。[...]」

確かに、過去30年の間にわたって 人権の実現へ向けた進歩が積み重ねられ、多くの障害が取り除かれてきました。旧ソ連とアメリカの対立が終わったことにより人々の目隠と行動の制約が取り除かれました。国家はもはや大国の傘の下に隠れて行動することはできません。より意義深いことは、自国民保護のための厳粛な約束に署名したにもかかわらず、その行動は主権に属する国内問題であり、国連憲章第2条によって外的な批判や行動から免れかつ守られているなどという主張を、ほとんどの国がしなくなったことです。」²³⁾

将来プログラム普遍性

これは、将来に向けたプログラムとして、「人権の普遍性」の実現を語っている例である。1990年11月30日、国連総会第3委員会において、ブラジル代表は、以下のように述べている。

「人権の普遍性に関する限り、疑いなく以下のように言うことができるでしょう。『人権文化』は未だ十分発展していないと。そうした文化の形成は、共通の信条、態度、価値観が、共同体内で共有され継承されるということの意味します。国際レベルでは、東西南北において、個人的および集団的権利の実現をともに共通の約束することを意味します。そうした段階にいたるには、まだ多くのことがなされねばなりません。」²⁴⁾

1993年6月15日、ミャンマー連邦外務大臣兼代表団長も、ウィーンにおいて以下のよう

22) 1993年12月10日国連総会において、世界人権宣言45周年記念会合の司会をしたガイアナ代表は、開会宣言において、以下のように主観的普遍性を語っている。

「人権の普遍性化は、人の心の中から始まらねばならないと、私は信じます。この出発点が、融和、寛容、他者の権利の受け入れといった徳の内面化でなくてはならないのです。」UN Doc., A/48/PV.74, 1993, p.2.

23) UN Doc., E/CN.4/1993/SR.43, 1993, paras.46-47.

24) UN Doc., A/C.3/45/SR.42, 1990, para.65.

に目標プログラム普遍性を語っている。

「普遍性を認めるにせよ、歴史的、文化的、宗教的背景における多様性は決して小さなものとされ、あるいは忘れられてはならないと私は思います。別の国に重ね合わすことのできる人権の実行に関する特有のモデルのようなものではありません。ですから必要なことは、ある人の見解を他の人に押しつけることではなく、討論と説得を通じて同意された規範を普遍的に受容することではないでしょうか。人権を促進し保護する国際的な努力は、国連憲章と一致して行われなければなりません。」²⁵⁾

規範内容普遍性

規範内容普遍性とは、ある権利が普遍的な人権に含まれているかどうかを議論するものである。1993年1月、ウィーン世界人権会議に備えて、フランス・ストラスブールでおこなわれた「21世紀の夜明けにおける人権」と題する会議において、後に国連人権高等弁務官となるアイルランド大統領のメアリー・ロビンソンは、人権の普遍的な最低基準として女性の権利、子どもの権利、死刑の分野をあげる。

「参加国間の一般的合意として、ウィーン世界人権会議のもっとも重要な目的の一つは、人権の普遍性と不可分性を再度強調することであり、人権諸文書に含まれる最低基準は、本質的に西欧的なものであり、異なった宗教や文化的伝統を持つ国々には、とりわけ、女性の権利、子どもの権利、死刑の分野において、ふさわしくないといった主張に、抵抗することです。」²⁶⁾

さらに、ロビンソンは、人権の普遍的な最低基準が社会権を含むことを以下のように強調する。

「私たちの数多くの仲間の人々の飢えと貧困に取り組まなくては、私たち自身の人間性が損なわれるのではないのでしょうか。何百万人もの人々の生きる機会を無視しておいて、どうして人権の普遍性を主張することができるのでしょうか。」²⁷⁾

25) James T. H. Tang (ed.), *Human Rights and International Relations in the Asia-Pacific Region*, London and New York: Pinter, 1995, pp.222-225 in 稲正樹「国連世界人権会議における「西欧型」人権批判論」岩手大学教育学部附属教育実践研究指導センター研究紀要第6号, 1996年, 102-103頁。

26) UN Doc., A/CONF.157/PC/42/ADD.1, 1993, para.357.

27) UN Doc., A/CONF.157/PC/42/ADD.1, 1993, para.369.

規範適用範囲普遍性

ウィーン世界人権会議に先立つラテンアメリカ・カリブ海地域会合が1993年1月18-22日、コスタリカのサンホセで行われた。NGOとして文書による声明を提出したガイアナ人権協会 Guyana Human Rights Association は、規範の適用範囲の問題として「人権の普遍性」を以下のように説明している。

「形式的な民主主義構造だけでは不寛容や偏見からの防御としては不十分であることがますます明らかになってきました。人種、宗教、種族、ジェンダーにおける不寛容の対象者となる人々は、行為ではなく、特定の種族集団、ジェンダー、宗教のメンバーであることが理由なので、差別行為が予測できるものとなっています。社会生活を規制する人権とは集団内部に適用されるものであり、外の人間に関してではないと考えられがちなのですが、このことは、権利内容ではなく、その範囲、すなわち、別の言い方をするなら、その普遍性が問題となっているのです。」²⁸⁾

国連人権委員会の委員長であったエレノア・ルーズベルトが、1958年、世界人権宣言10周年に寄せるスピーチで、いわゆる人権規範の私人間適用の問題を以下のように語っている。

「普遍的人権とは結局、どこから始まるものなのでしょうか。それは身近な小さい場所、それも、あまりにも近くて小さいので、どんな世界地図にも載っていないような場所から始まるのです。しかし、この小さな場所こそ、一人ひとりの人間にとっての世界なのです。自分が暮らす地域、自分が通う学校、そして自分が働く工場や農場やオフィス。一人ひとりの男女、そして子どもは、このような場所で差別のない平等な正義、平等な機会、平等な尊厳を求めています。そこで人権が意味を持たなければ、ほかの場所でもほとんど意味を持ちません。身近なところで人権を擁護する積極的な市民活動がなければ、より広い世界での進歩など到底、期待できないのです。」²⁹⁾

28) UN Doc., A/CONF.157/LACRM/14, 1993, page 36, para.2.

29) Eleanor Roosevelt, "In Our Hands" (1958 speech delivered on the tenth anniversary of the Universal Declaration of Human Rights), United Nations, Resources for Speakers on Global Issues, Human Rights for All (<http://www.un.org/en/globalissues/briefingpapers/humanrights/quotes.shtml>, 2013年1月30日アクセス) 邦訳は、国際連合『ABC：人権を教える－小中高校向けの実践活動』国際連合広報センター訳、3頁。(<http://unic.or.jp/centre/human01.htm> 2013年2月8日アクセス)

1993年2月22日、人権委員会での審議において、ニュージーランド代表の女性課題及び社会福祉大臣は、人権規範の無差別適用の意味で普遍性を語り、「人権基準が、人種、国籍、宗教、社会的地位、ジェンダーにかかわらず、すべての人々に、普遍的かつ平等に適用されるという提案に積極的に取り組んでいる我が政府は、人種平等をとりわけ関心ある課題と考え」るとともに、³⁰⁾「人権の普遍性のもうひとつ重要な側面は、男女間の平等原則である」³¹⁾ことを強調している。

規範適用除外普遍性

これは、人権規範の適用除外を禁じるという意味での「人権の普遍性」である。

連邦条項を理由にした適用除外を禁じる「人権の普遍性」

1989年6月2日、「すべての移住労働者及びその家族構成員の権利の保護に関する国際条約（移住労働者の権利条約）」の起草審議において、スウェーデンとオーストラリアは、以下のような発言を行った。

「連邦条項は、人権の普遍性原則に反するという指摘がスウェーデン代表よりなされた。さらに、付け加えて、最近のいかなる人権文書にもそのような条項は挿入されていないという発言がなされた。オーストラリア代表は、わが代表団は、連邦条項を削除しても残してもかまわないと述べた。」³²⁾

発展の遅れを口実とした適用除外を禁じる「人権の普遍性」

1990年12月5日、国連総会第三委員会の審議において、ブラジル代表は、以下のように述べている。

「自由と尊厳を求める人類の渴望を十分に実現することを妨げている障害を乗り越えなくてはならないという認識がますます大きくなり、あらゆる国民が、思想、人、物の自由な流れを享受する世界の達成に向けて促されています。この点に関する国連の任務に困難があるからといって、基本的人権と基本的自由の普遍性を否定する口実にも、発展程度に

30) UN Doc., E/CN.4/1993/SR.31, 1993, para.5.

31) Ibid., para.7.

32) UN Doc., A/C.3/44/1, 1989, para. 227.

応じて特別な免除を国に与える口実にもなりません。」³³⁾

地域特性、宗教的・文化的・伝統的価値観を理由とする適用除外を禁じる「人権の普遍性」

1993年11月18日から23日まで、ポルトガルのシントラにおいて、「自由の中での発展に向けた国際アカデミー the International Academy for Development in Freedom」の第五回人権会議が行ったウィーン世界人権会議への勧告には、以下のような記述がある。

「地域的特性もしくは地域的、文化的、伝統的価値観の名において普遍的人権基準から時々逸脱する国々がある。そういった状況では、普遍的規範が優先する。」³⁴⁾

内政不干渉の抗弁を禁じる「人権の普遍性」

内政不干渉を口実とした人権規範の適用除外が認められない根拠として、普遍性が援用される場合である。

1990年11月27日、ニュージーランド代表は、国連総会第三委員会において、以下の発言をしている。

「すべての男女、子どもの福祉に向けた政治的協力が増大し、集団責任が広く認められるようになってきたという今日の環境は、普遍的な人権基準と仕組みがついにその真価を認められるという約束を提示しているのです。提案されている世界人権会議は、適切に準備されれば、重大な分岐点となり、これまでの進歩を再検討し、その後25年間にわたる人権分野での国連の作業を強化する方法を明らかにすることを可能にします。[...]人権の普遍性、すなわち、国家主権および不介入原則は、この権利の不遵守の口実とはならないのです。」³⁵⁾

オランダ代表も同会合において、同趣旨の説明をしている。

「国家の国内問題に国際社会は介入してはならないという議論が再び表面化してきました

33) UN Doc., A/C.3/45/SR.54, para.21, 1990.

34) UN Doc., WORLD CONFERENCE ON HUMAN RIGHTS Regional Meeting for Latin America and the Caribbean, A/CONF.157/LACRM/8, 1992, page 6, para.12.

35) UN Doc., A/C.3/45/SR.54, 1990, paras.33-34.

た。それは、人権侵害の悲しむべき記録に対する口実として、政府がつかう議論です。わが代表団の立場は、国際人権法の普遍性にに基づいており、それによると、そうした違反はあらゆる国民と民族の共通関心事項なのです。」³⁶⁾

第2章「人権の普遍性」論議の機能

以上の分類から、「人権の普遍性」を語ることの大きな機能が明らかになる。まず、明白なのは、事務総長の開会演説がすでに示しているように、対立をおおる機能である。たとえば、規範内容普遍性を主張するロビンソンは、西欧対それ以外を対立させ、発展の遅れを口実とした適用除外を批判して普遍性を主張するブラジルは、途上国と先進国を対立させた。とりわけ、ウィーン世界人権会議が近くなるとその傾向が際立ってくる。規範適用範囲普遍性で見た1958年のルーズベルトの主張がそうした敵対的な位置づけを全く行っていないのとは対照的である。しかも、そのやり方は、感情的、情緒的なものであり、冷静に法的根拠を提示するといったやり方ではない。たとえば、アメリカは主観的普遍性を主張して、「人権の普遍性の承認を拒否するための理由として文化の多様性を主張しても、惨めな口実にしかなりえません」と主張するが、その根拠は、「あらゆる個人、あらゆる文化の中に権利への要望、期待、感覚が埋め込まれている」から、というのである。³⁷⁾ 規範内容的普遍性を主張するロビンソンも、「何百万人もの人々の生きる機会を無視しておいて、どうして人権の普遍性を主張することができるでしょうか」という情緒的訴えをする。「人権の普遍性」によって、発展の遅れを口実とした適用除外を批判するブラジル代表が、その根拠とするのは、「自由と尊厳を求める人類の渴望を十分に実現することを妨げている障害を乗り越えなくてはならないという認識」の増大である。内政不干渉の抗弁を禁じる「人権の普遍性」を主張するニュージーランド代表が挙げる根拠は、「すべての男女、子どもの福祉に向けた政治的協力が増大し、集団責任が広く認められるようになってきたという今日の環境」である。同様の主張をおこなうオランダ代表があげる根拠は、「あらゆる国民と民族の共通関心事項」である。

36) UN Doc., A/C.3/45/SR.54, 1990, para.70.

37) また、同じ発言の中で、内政干渉を禁止する「国連憲章第2条によって外的な批判や行動から免れかつ守られているなどという主張」を批判し、その根拠として、そう主張したとされる国が「自国民保護のための厳粛な約束に署名した」ことを挙げている。その約束とは、人権条約のことを指すと思われるが、アメリカが「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」を批准したのは、その前年1992年のことであった。

そして、これらの根拠から、「人権の普遍性」論議のふたつめの機能が明らかになる。それは、既存の法的枠組みを無視して論議を政治化することである。規範内容や規範適用を議論しているのに、条約と一般慣習法の違いという国際法の基礎的枠組みすら言及されていないのである。また、そうした一般的法枠組みの他にも、国連がその作業の中で蓄積してきた個別のルールもある。たとえば、世界人権会議の開催を決定した国連総会決議には「あらゆる人権および基本的自由は、不可分かつ相互依存的」という文言はあっても「人権の普遍性」という文言はない。³⁸⁾ よって、「人権の普遍性」を加えるなら、それによって、何がかわるのかが説明されねばならないだろう。とりわけ、この総会決議自体が、すでに、適用除外について、「ある権利の促進保護は、別の権利の促進保護を除外もしくは免除するものでは決してない」と明記しているのである。³⁹⁾ つまり、ことさらに、「人権の普遍性」を加える必要すらないのである。このように、「人権の普遍性」の機能は、人々の間の対立をあり、法的アプローチをことごとく無視している、つまり、法の支配を無視し論議を政治化する機能を果たしたといわざるを得ない。実際、ウィーン世界人権会議に6年も先立つ1987年11月11日、国連総会第三委員会でオーストラリア代表は、法的アプローチの放棄が人権の政治化につながる危険性を以下のように指摘していたのである。

「人権分野における国際規範の発展は、これらの権利の保護促進を真に進展させる上で本質的に重要です。そうした国際的法枠組みから外れることは、人権の普遍性への関心を政治化し、損なうものです。」⁴⁰⁾

では、なぜ、法の支配の原則を破り論議を政治化してまでも、「人権の普遍性」が語られねばならなかったのだろう。つぎに、「人権の普遍性」論議の背景を検討しよう。

第3章 「人権の普遍性」論議の背景

人権の政治化に対する懸念

「人権の普遍性」の名による政治的利用の危険性は、国連ウィーン世界人権会議後にも、

38) UN Doc., GA Res/45/155, World Conference on Human Rights, 1990, 前文第1段落。また、「人権および基本的自由の効果的な享受を改善するためのオルタナティブなアプローチと方法と手段」と題する1990年の12月14日国連総会決議45/96も、「すべての人権および基本的自由は、不可分であり相互依存的であることを承認する」と明記し、「普遍的」の語を用いていない。

39) Ibid.

40) UN Doc., A/C.3/42/SR.39, para. 22, 1987.

10月4日の国連総会において、イランによって批判されている。

「人権の普遍性とは、人権規範設定の任務を自らに奪い、その規範を他者が遵守しているかどうかを判断することとは、正反対のことです。その理由は特に、そうした規範が普遍的にも一般的にも普及することはないからというだけでなく、逆に、そうした規範が利用されるのは、外交政策、経済的利益、安全保障上の利益が要求する場合だからです。」⁴¹⁾

国連事務局が、事務としての本来の仕事をしなかったのはなぜか。していれば、「人権の普遍性」は、国連内でコンセンサスを図ることはほぼ不可能な概念であることがすぐに分かったはずである。ウィーン世界人権会議のほぼ半年前の1月18日、「普遍的に承認された人権及び基本的自由を促進し保護するための個人、集団及び社会機関の権利及び責任に関する宣言（人権擁護者の権利及び責任に関する宣言）」の起草審議において、「普遍的に承認された universally recognized」の意味が問題とされていたからである。

実際、当時の草案において、「普遍的に承認された universally recognized」の部分は、すべてカッコに入れられていたのであり、⁴²⁾ この表現を疑問視する意見はかなり強かった。キューバ代表は、これが「あいまい過ぎる」と批判した。⁴³⁾ アメリカ代表は、この文言が、「場合によっては無意味である」と述べた。⁴⁴⁾ スウェーデン及びフィリピンのオブザーバー代表ならびにオーストラリア代表は、この表現の削除を提案した。「その方が、国連憲章の文言との整合性がとれるから」というのである。⁴⁵⁾ 結局、人権委員会は、この件について合意に達することができず、継続審議として持ち越してしまった。⁴⁶⁾ つまり、「普遍的に承認された人権」という概念自体が疑われたのであり、これは、「人権の普遍性」という概念についても同様に、国家間の合意を得られるものではないことを示していたのである。

その後、1993年、6月25日、ウィーン世界人権会議において、「ウィーン宣言および行

41) UN Doc., A/48/PV.14, 1993, p.22.

42) UN Doc., E/CN.4/1993/64, para.147.

43) UN Doc., E/CN.4/1993/64, para.148.

44) UN Doc., E/CN.4/1993/64, para.149.

45) UN Doc., E/CN.4/1993/64, 1993, para.151.

46) UN Doc., E/CN.4/1993/64, 1993, para.164.

動計画」が採択された。その宣言第94段は、この草案の「速やかな完成と採択を勧告する」。この勧告を受けて、1993年11月15日、ナミビアが「普遍的に承認された universally recognized」の文言からカッコを外すことを提案。⁴⁷⁾その後、大した議論もなく、宣言はコンセンサスで採択されるにいたるのである。⁴⁸⁾なるほど、直接の理由としては、ナミビアの提案によってカッコがはずされたのではあるが、実質的な議論がなかったことを見れば、実際は、ウィーン宣言が「人権の普遍性」を取り入れた事実の影響が大きかったことは言うまでもない。これでは、本末転倒である。事務総長の個人的意見が国家間の合意をリードしたとも受け取られかねないからである。事実、事務局の専横を疑う発言が、上記、「人権の普遍性」の名による政治的利用の危険性を指弾するイランの発言がなされたのと同じ会合において、キューバによってなされている。

「いかなる諮問や任務を授かったわけでもないのに、国連の優先事項を作りかえようとする最近の動きが懸念材料となっています。国連を超国家機関とみなしていると思われる提案すらなされているのです。その提案では、事務局が、政府として機能し、法的根拠なき措置を取り、とても正当とは言えない特権を自らに付与するものなのです。私たちは、こうした試みに含まれる危険性に総会が注意を払うよう呼びかけます。なぜなら、もしこの受入れが強行されるなら、国連のまさに正当性自体を危険にさらしかねない深刻な紛争を引き起こす恐れがあるからです。」⁴⁹⁾

ところが、事実上、事務総長の専横ではなかった。そうせざるを得なかったのである。なぜなら、彼の背後に指示する者がいたからである。

アメリカの外交政策変更

ウィーン世界人権会議本会議のほぼ一週間前、1993年6月8日、ペル（Pell）アメリカ連邦上院議員は、上院の「ウィーン世界人権会議」と題する議題の下で、人権会議に向けた「合衆国人権行動計画案 U.S. Draft Human Rights Action Plan」を提出する。そして、この計画案を上院で説明するにあたって、ペル議員は、ウィーン会議へのアメリカ代表団の一人であるジョン・シャタック John Shattuck 民主主義・人権・労働担当国務次官補

47) その理由は、「基本的権利と自由には、国境にかかわらずいかに、いかなる社会においても削り取ることができず、つねに守られねばならないものがあるという事実を強調するため」であった。UN Doc., E/CN.4/1994/WG.6/1, 1994, page 5.

48) UN Doc., E/CN.4/1994/SR.67, 1994, para.25.

49) UN Doc., A/48/PV.14, 1993, p.11.

Assistant Secretary of State for Democracy, Human Rights, and Labor Affairs が、1993年5月7日、上院外交委員会 Senate Foreign Relations Committee における国務次官補承認公聴会の場で、世界人権会議の重要性を強調したことを援用する。それによると、ウィーン会議におけるクリントン政権の基本的目標は、会議が「人権の普遍性」を再確認することであり、個別的目标としては、人権高等弁務官設置や、子どもの権利および女性の権利を国連人権システムにより効果的に取り入れることなどと並んで、「人権を『固有のものとする particularize (強調ママ)』⁵⁰⁾ ことによって、人権侵害を主権の壁の後ろに隠そうとする試み、または、海外からの経済援助を人権遵守の前提条件とする試みに対する警戒」を行うこと、というのである。⁵¹⁾ ペル議員は、さらに、「人権が厳しい挑戦にさらされている多くの国 many countries」として、「ボスニア、ビルマ、中国、キューバ、インドネシア、イラン、イラク、チベット、スーダン」を名指した。⁵²⁾

その6日前の6月2日、アメリカ代表団長のティモシー・ワース Timothy Wirth 連邦上院議員は、シャタック国務次官補とともにいった、ウィーン世界人権会議についての記者会見において、「バンコクでは、人権の普遍的適用可能性が実に、かなり墮落したように思われますが、このことに我々は懸念を抱いています」と述べ、以下のように宣言した。

「基本的な国連基準を徐々に損なおう、そして、1968年テヘランにおいて達した基本的合意を損なおうとしているように思われる数多くの国々があります。そのことを我々は憂慮しています。それが、ウィーンでの2週間、我々にとっての主要な挑戦 (下線引用者) となるでしょう。」⁵³⁾

「普遍性対相対性」という対立図式の上に「人権の普遍性」を掲げることは、アメリカ

50) 同一の趣旨によるこの用語の使用は、すでにこの発言の一年以上前の1992年2月3日、上記注23と同一の会期、同一の人物によって、以下のようになされている。「権利が、多様な文化的、種族的もしくは宗教的集団に適合するよう『固有化され particularized (強調ママ)』、地域化されるなら、人権の普遍性は破壊され、ユナイテッドネーションズとしての国連は、バラバラなネーションズになる恐れがある。」E/CN.4/Sub.2/1992/SR.24, 1992, para.24.

51) WORLD CONFERENCE ON HUMAN RIGHTS (Senate - June 08, 1993), Congressional Record-103rd Congress (1993-1994) - THOMAS (Library of Congress), Page: S6932 (<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/C?r103:/temp/~r103Qzc7e0> 2013年2月8日アクセス)

52) Ibid., Page: S6931.

53) US DEPARTMENT OF STATE DISPATCH VOLUME 4, NUMBER 23, JUNE 7, 1993 PUBLISHED BY THE BUREAU OF PUBLIC AFFAIRS (<http://dosfan.lib.uic.edu/ERC/briefing/dispatch/1993/html/Dispatchv4no23.html> 2013年2月8日アクセス)

政府の方針だったのである。それゆえ、この説明への質問が、以下のように、対立を惹起するアメリカの介入を懸念しているのも当然である。

「政府は、人々が普遍的な原則に署名していようがまいが、何らかの行動をとることに賛成なのですか。つまり、たとえば、女性性器切除とか、その他、我々西欧人から見ればおぞましいことをやめない国があったら、つまり、人権基準を満たさない国に対して、合衆国が取るべきであるとあなたが考える措置としては、単なる口頭での非難を超えた別の措置がありうるということですか。」⁵⁴⁾

この質問に対する回答は、まさに、「人権の普遍性」を理由に介入を肯定する、新たなアメリカ外交政策の宣言であった。

「ご存じのように、我々は外交政策全般を変えつつあるのです。過去40年間、我が外交政策および援助計画は冷戦に引きずられてきました。今や、新たな目標によって大きく導かれようとしているのです。その新たな目標とは、人権と民主主義のみに関わっているではありません。環境や人口、持続可能な発展にもかかわっているのです。ですから、我々が他の国にどのように対処するかは、新しいレンズを通して見られることになるのです。[...] 我々は、今まさに、合衆国において、さらに、西欧世界において、新たな進歩を経験しているのです。そして、そうするにあたって、合衆国のリーダーシップが非常に重要なのです。しかし、もし、我々がそのような基準を決めなければ、それはわが外交政策にはなりませんし、世界のものにもなりません。ですから、そうならねばならないと我々は思うのです。」⁵⁵⁾

20年後の今振り返ってみれば、ウィーン世界人権会議とその後の動きは、まさに、「合衆国人権行動計画案」の実現であった。会議冒頭の事務総長による開会演説からして既に、「人権の普遍性」を再確認し、「人権を『固有のものとする particularize（強調ママ）』相対主義を警戒」するものであった。人権高等弁務官は、1994年に活動を開始した。「子どもの権利条約」は、すでに1989年に国連総会において採択され、1990年に発効していたが、さらに、国連総会は、2000年に「武力紛争における子どもの関与に関する選択議定書」、「子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノグラフィーに関する選択議定書」というふたつ

54) Ibid.

55) Ibid.

の議定書を採択した。「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」も、1979年に国連で採択され、1981年に発効していたが、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」が1999年採択され、2000年に発効した。ウィーン世界人権会議五年後の再検討会議も開催された。確かに、女性や子ども、障害者などいわゆる社会的弱者に関わる権利保護の動きが進展したこと自体は評価すべきことではある。しかし、その背景には、「合衆国人権行動計画案」が促進する人権の主流化と政治化の流れがあったのである。とりわけ、「人権の普遍性」を語っていた当時のアメリカとイギリスは、ユネスコが政治的に利用されていることを理由に脱退していた事実を見れば、その脱退行為の方がいかに政治的動機にもとづくものであったかが、よくわかる。そして、ウィーン世界人権会議後、まもなく、「人権の普遍性」自体が語られなくなったことも理解される。既存の客観的な法的枠組みに基づく議論を回避し、政治化の流れを作るための一時的な起爆剤として利用すればあとは、用済みだからである。そして、実際、ベル議員が挙げた「人権が厳しい挑戦にさらされている多くの国」の中で、ボスニア、イラク、スーダンには、現実に人権の名による軍事介入を受けた。

おわりに

「人権の普遍性」とは、国際人権法の原則でも、国連のスローガンでもなかった。それは、冷戦終了後の新たなアメリカ外交政策の原則だったのである。それに気づかず、多くの人権研究者も運動にかかわる人々も、ハーメルンの笛の音について行ってしまった子どものように、「人権の普遍性」という笛の音に惑わされ、知らないうちに、彼らがもっとも批判している人権の政治的利用に加担してしまったのである。我々は知性の敗北を認めざるを得ない。人権の名による軍事介入の最大の被害者は、介入の口実となった人権侵害による被害者でもあった。その人々の痛みと苦しみから、人権の知は再度出発し直さねばならない。(以上)

*本研究は、大阪産業大学産業研究所分野別研究助成を受けたものである。事務関係者に心より感謝申し上げます。

Human Rights Universality Debate Hindering Universal Progress of Human Rights

KUBO Makoto

Key Words : universality, particularity, Asian value, Human Rights, 1993 Vienna World Conference on Human Rights

Abstract

1993 Vienna World Conference on Human Rights flared enormous debate about the universality of human rights. While much of them have been debated from philosophical or sociological point of view, this article analyses legal character of the debate engaged under the United Nations up to the Conference, which reveals its political character rather than legal, resulting in hindering universal progress of human rights.